

有害物ばく露作業報告書の様式改正に係る「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」について

平成21年11月
厚生労働省

1 趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条第1項の規定により、厚生労働大臣等は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者等に対し、必要な事項を報告させること等ができるとされており、現在、事業者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第95条の6の規定に基づき、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う場合は、報告をすべきこととされ、その様式（安衛則様式第21号の7）が定められているところである。

今般、労働者のばく露評価の手順を明確化するとともに、事業者の負担軽減及び利便性の向上並びにばく露評価モデルの活用によりばく露評価を効率的に運用するための「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン（案）」（先般意見募集実施済み）を踏まえ、有害物ばく露作業報告の報告事項を見直すため、当該様式について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

上記ガイドラインを踏まえ、「作業1回当たりの製造・取扱い量」及び「1日当たりの作業時間」を新たな報告項目とするとともに、「保護具の使用状況」等について報告項目から削除するなど所要の改正を行う。

※ 詳細は別添のとおり。

3 施行期日

平成22年1月1日

(別添)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）の概要
(労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書の様式の改正関係)

1 根拠法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条第1項

2 改正の内容

(1) 報告項目の追加

ア 作業1回当たりの製造・取扱い量

労働者への化学物質のばく露濃度レベルの推定において、短時間ばく露を評価するため作業1回当たりの製造量又は取扱い量を把握する必要があるため、報告項目に「作業1回当たりの製造・取扱い量」を追加する。

また、ばく露推定モデル「コントロール・バンディング」の区分を参考に選択肢を設け、当該選択肢から選択して報告するものとする。

イ 1日当たりの作業時間

労働者のばく露レベルは、通常1日（8時間）当たりの個人ばく露測定により求められるため、報告項目に「1日当たりの作業時間」を追加する。

また、ばく露推定モデル「コントロール・バンディング」の区分を参考に選択肢を設け、当該選択肢から選択して報告するものとする。

※ 化学物質管理におけるコントロール・バンディング

- ・ 化学物質を取り扱う作業ごとに、「物質（液体又は固体）の有害性」、「揮発性／飛散性」及び「取扱量」の3つの要素（ドイツ方式にあっては「短時間ばく露」及び「制御措置」を含めた5要素）によって、リスクの程度を4段階にランク区分し、管理のため的一般的実施事項を各々の区分ごとに示すほか、一般的に行われる作業については、より具体的な事項を個別の管理手段シートとして示すことができるツールである。専門的知識を有する人に頼ることが難しい中小企業などでも利用できることが高く評価されている。
- ・ 具体的には、3つの要素（ドイツ方式にあっては、5要素）を選択・入力すると、労働者の推定ばく露量（このばく露濃度には一定の幅があり、この幅のことをバンドという。）を自動的に予測できる。これにより、予測されるばく露量を踏まえたばく露防止のために必要な工学的対策（保護具だけいいのか、局所排気装置の設置を要するのかなど）が具体的に示される。

(2) 報告項目の変更

ア 対象物等の用途

他の報告項目と平仄を合わせ、表現の適正化を図るため、「用途」を「対

象物等の用途」に変更する。

イ ばく露作業の種類

具体的な作業を把握することが必要であるため、備考別表2に例示されたばく露作業の種類のいずれにも該当しないときは、具体的な記載を求める。

ウ 対象物等の名称

他の報告項目と平仄を合わせ、表現の適正化を図るため、「ばく露作業 報告対象物を含有する製剤等の名称」を「対象物等の名称」に変更する。

エ 年間製造・取扱い量

他の報告項目と平仄を合わせ、表現の適正化を図るため、「ばく露作業 報告対象物の量」を「年間製造・取扱い量」に変更する。

また、ばく露推定モデル「コントロール・パンディング」の区分を参考に選択肢を設け、当該選択肢から選択して報告するものとする。

オ 対象物等の物理的性状

「ばく露作業報告対象物の性状」について、報告を求めている内容はばく露作業報告対象物等の物理的性状であり、その趣旨を明確にするため、「対象物等の物理的性状」に変更する。

カ 対象物等の温度

他の報告項目と平仄を合わせ、表現の適正化を図るため、「ばく露作業 報告対象物の温度」を「対象物等の温度」に変更する。

キ ばく露作業従事者数

報告項目名を簡潔にするため、「ばく露作業従事労働者数」を「ばく露 作業従事者数」に変更にする。

また、選択肢を設け、当該選択肢から選択して報告するものとする。

ク 発散抑制措置の状況

労働者へのばく露を防止する手段として、製造・取扱い設備を密閉式の構造とした「密閉化設備」の設置による方法について、新たに独立した選択肢として設ける必要があるため、これを含めた表現として、「換気設備 の設置状況」を「発散抑制措置の状況」に変更する。

(3) 報告項目の削除

次に掲げる報告項目については、削除する。

ア 製剤等の製造量又は消費量

イ 含有率

ウ ばく露作業への従事時間／月

エ 保護具の使用状況

(4) その他

(1) から(3)までの改正に伴い備考の改正を行うとともに、その他 所要の改正を行う。

3 施行期日

平成22年1月1日

82001

有害物ばく露作業報告書

ページ 総ページ

□□/□□

労働保険番号 都道府県 所本 管理 高評価号 技術号 統一活用場所番号	事業場の名称		
事業の種類	労働者数	人	事業場の所在地 郵便番号() 電話()

ばく露作業報告対象物の名称	名称	コード □□□	対象年 (7:平成 → 元号 □□ 年)
---------------	----	---------	---------------------------

対象物等の用 途	ばく露作業の種類	対象物等の名称	年間製造・ 取扱い量	作業1回当たりの 製造・取扱い量	対象物等の 物理的性状	対象物等の 温 度	1日当たりの 作業時間	ばく露作業 従事者数	発散抑制措置の状況 (右に詰めて記入する。)
1	□□	□□ 50の場合は具体的に ()	□	□	□	□	□	□	□□ 5の場合は具体的に ()
2	□□	□□ 50の場合は具体的に ()	□	□	□	□	□	□	□□ 5の場合は具体的に ()
3	□□	□□ 50の場合は具体的に ()	□	□	□	□	□	□	□□ 5の場合は具体的に ()
4	□□	□□ 50の場合は具体的に ()	□	□	□	□	□	□	□□ 5の場合は具体的に ()
5	□□	□□ 50の場合は具体的に ()	□	□	□	□	□	□	□□ 5の場合は具体的に ()
6	□□	□□ 50の場合は具体的に ()	□	□	□	□	□	□	□□ 5の場合は具体的に ()
7	□□	□□ 50の場合は具体的に ()	□	□	□	□	□	□	□□ 5の場合は具体的に ()
8	□□	□□ 50の場合は具体的に ()	□	□	□	□	□	□	□□ 5の場合は具体的に ()

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

印

受付印

(改正案)

備考

1 記入上の注意

- (1) □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読み取り装置（O C I R）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- (2) 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のまますること。
- (3) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りように記入すること。
- (4) 「対象物等の用途」が9以上ある場合には、2枚目を使用すること。この場合に「総ページ」の欄には、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。
なお、2枚目以降については、「労働保険番号」、「事業の種類」、「労働者数」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「ばく露作業報告対象物の名称」及び「対象年」の欄は、記入を要しないこと。
- (5) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 入力上の注意

- (1) 入力すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のまますること。
- (2) 選択肢が示されている場合は、選択肢の番号を選択すること。

3 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類に応じて記入し、又は入力すること。

4 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行う物（以下「ばく露作業報告対象物」という。）の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号）に掲げる区分に応じて該当コードを、それぞれ記入し、又は入力すること。

5 「対象物等の用途」の欄は、ばく露作業報告対象物又はこれを含有する製剤その他の物（以下「ばく露作業報告対象物等」という。）の用途ごとに、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入し、又は入力すること。

6 「ばく露作業の種類」の欄は、ばく露作業報告対象物等を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業（以下「ばく露作業」という。）について、別表2に掲げる区分に応じて該当コードを記入し、又は入力すること。ただし、コード30から49までに掲げるばく露作業の種類のいずれにも該当しない場合は、コード50に該当するものとし、具体的なばく露作業の種類を記入し、又は入力すること。

7 「対象物等の名称」の欄は、ばく露作業報告対象物等の名称を記入し、又は入力すること。

なお、ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物（以下「対象物含有製剤」という。）の名称については、事業者が当該対象物含有製剤の用途、一般名等を基に、「めっき液」、「シンナー」、「接着剤」等と適切な名称を記入し、又は入力すること。

8 「年間製造・取扱い量」の欄は、報告の対象年におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出すること。

(1. 500kg 未満 2. 500kg 以上1t 未満 3. 1t 以上10t 未満 4. 10t 以上100t 未満 5. 100t 以上1000t 未満 6. 1000t 以上)

9 「作業1回当たりの製造・取扱い量」の欄は、作業1回当たりのばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、固体にあつては質量を、液体にあつては体積を、気体にあつては当該物質が液化する温度下における当該物質の体積を、それぞれ算出し、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の作業1回当たりの製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの作業1回当たりの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出すること。

おつて、「作業1回」とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中断し、又は終了するまでの間をいうこと。

(1. 1kg 未満又は1l 未満 2. 1kg 以上1t 未満又は1l 以上1kg 未満 3. 1t 以上又は1kg 以上)

10 「対象物等の物理的性状」の欄は、ばく露作業におけるばく露作業報告対象物等の物理的性状について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

(1. ベレット状の固体 2. 結晶又は粒状の固体 3. 微細・軽量パウダー状の固体 4. 液体（粉末及び液状混合物を含む。） 5. 気体)

11 「対象物等の温度」の欄は、ばく露作業時のばく露作業報告対象物等の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

(1. 摂氏0度未満 2. 摂氏0度以上25度未満 3. 摂氏25度以上50度未満 4. 摂氏50度以上100度未満 5. 摂氏100度以上150度未満 6. 摂氏150度以上)

12 「1日当たりの作業時間」の欄は、当該ばく露作業に従事していたすべての労働者の一人当たりの1日間の平均のばく露作業時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

(1. 15分/日未満 2. 15分/日以上30分/日未満 3. 30分/日以上1時間/日未満 4. 1時間/日以上3時間/日未満 5. 3時間/日以上5時間/日未満 6. 5時間/日以上)

13 「ばく露作業従事者数」の欄は、当該ばく露作業に従事していた1日当たりの労働者数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。

(1. 5人未満 2. 5人以上10人以下 3. 11人以上20人以下 4. 21人以上)

14 「発散抑制措置の状況」の欄は、発散抑制措置の状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。ただし、選択肢1から4までのいずれにも該当しない場合は、選択肢の5に該当するものとし、具体的な発散抑制措置の状況を記入し、又は入力すること。

なお、2以上の選択肢に該当する場合は、当該選択肢のうち、その番号が小さいものから順に2つ選択すること。

(1. 密閉化設備の設置 2. 局所換気装置の設置 3. ブッシュブル型換気装置の設置 4. 全体換気装置の設置 5. その他)

15 用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、備考6から14まで（備考8及び13を除く。）に規定する報告事項に関するいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入し、又は入力すること。

別表1

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用（コード11に掲げるものを除く。）
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺虫、殺菌、防腐、漂白、脱臭、剥離等を目的とした使用
09	試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の製造を目的とした原料としての使用
12	その他

別表2

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	搔き落し、剥離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰めの作業
36	消毒、滅菌又は清潔の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しょく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鉛造、溶融又は湯出しの作業
44	破碎、粉碎又はふるい分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌、混練又は加熱の作業
50	その他

8 2 0 0 1

有害物ばく露作業報告書

ページ / ページ

労働保険番号 <small>府県 <input type="text"/> 所管 <input type="text"/> 管理 <input type="text"/> 基本番号 <input type="text"/> 社番号 <input type="text"/> 独一活字場番号 <input type="text"/></small>	事業場の名称			
事業の種類	労働者数	人	事業場の所在地	郵便番号()
				電話 ()

ばく露作業報告対象物の名称	名称	コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	対象年度 (:平成 <input type="text"/> <input type="text"/> 年度) → <input type="text"/> <input type="text"/> 年度
---------------	----	--	---

ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称	用途	製剤等の製造量又は消費量	含有率	ばく露作業報告対象物の量	ばく露作業の種類	ばく露作業従事労働者数	換気装置の設置状況 (右に詰めて記入する)	ばく露作業報告対象物の性状	ばく露作業報告対象物の温度	ばく露作業への従事時間／月	保護具の使用状況 (右に詰めて記入する)
1	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
2	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
3	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
4	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
5	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
6	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
7	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
8	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/> %	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> t	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

印

受付印

(現行)

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りように記入すること。
- 4 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 5 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行なうばく露作業報告対象物の名称を、「コード」の欄は労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。）に掲げるコードを記入すること。
- 6 「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄は、ばく露作業報告対象物を告示に示す含有量を超えて含有する製剤等の名称を記入すること。
- 7 「用途」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等」の用途について、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 8 「製剤等の製造量又は消費量」の欄は、告示で定める期間における当該製剤等の製造量又は消費量を記入すること。
- 9 「含有率」の欄は、ばく露作業報告対象物の含有率を重量パーセントで記入すること。含有率の表記が、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行われている場合には、当該表記された値の中間値を用いること。
- 10 「ばく露作業報告対象物の量」の欄は、「製剤等の製造量又は消費量」と「含有率」から算出した量を記入すること。
- 11 「ばく露作業の種類」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄に記載した物質を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業について、別表2に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 12 「ばく露作業従事労働者数」の欄は、当該作業に従事している労働者数を記入すること。
- 13 「換気設備の設置状況」の欄は、局所排気装置等の設置状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
 - (1) 局所排気装置の設置
 - (2) プッシュプル型換気装置の設置
 - (3) 全体換気装置の設置
 - (4) その他
- 14 「ばく露作業報告対象物の性状」の欄は、ばく露作業における当該化学物質の状態について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
 - (1) 破碎しないペレット状の固体又は結晶化した顆粒状の固体
 - (2) 粉末
 - (3) 液体（練粉又は液状混合物を含む。）
 - (4) 気体
- 15 「ばく露作業報告対象物の温度」の欄は、取扱時の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
 - (1) 摂氏50度未満
 - (2) 摂氏50度以上100度未満
 - (3) 摂氏100度以上
- 16 「ばく露作業への従事時間」の欄は、労働者が当該作業に従事していた一人当たりの1月間の平均の時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
 - (1) 20時間以下/月
 - (2) 21~50時間/月
 - (3) 51~100時間/月
 - (4) 101時間以上/月
- 17 「保護具の使用状況」の欄は、保護具の使用状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。
 - (1) 防じんマスク
 - (2) 防毒マスク
 - (3) 保護衣
 - (4) 保護眼鏡
 - (5) 保護手袋
 - (6) 使用していない
 - (7) その他
- 18 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表1:

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	製剤等の溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥離等を目的とした使用
09	試験分析用の試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の原料としての使用
12	その他

別表2:

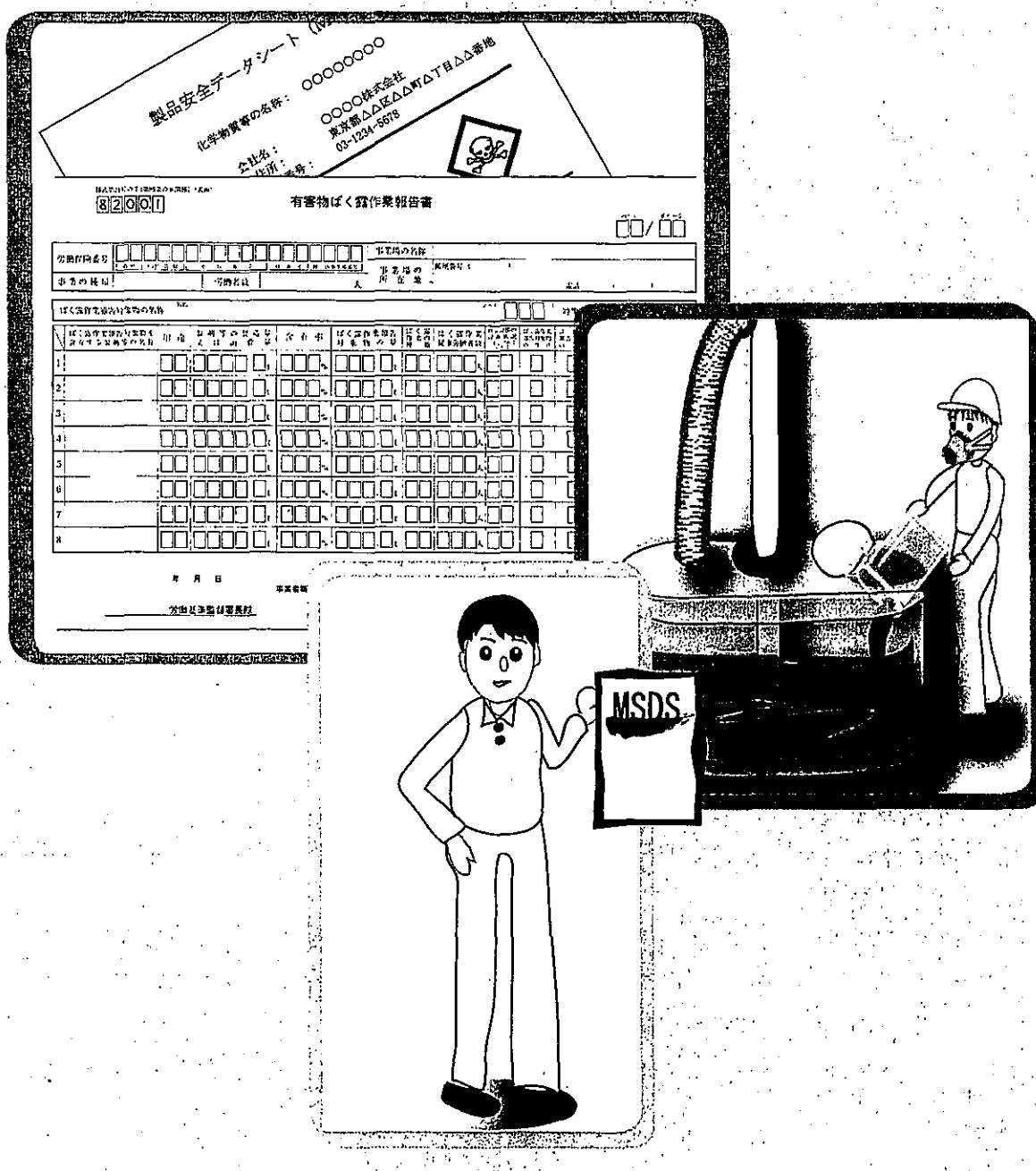
コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	搔き落し、剥離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰めの作業
36	消毒、滅菌又は燻蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しょく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹き付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鋳造、溶融又は湯だしの作業
44	破碎、粉碎又はふるいわけの作業
45	はんだ付け等の作業
46	吹き付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌、混練又は加熱の作業
50	その他

平成21年版

報告書提出期間：平成21年1月1日～平成21年3月31日

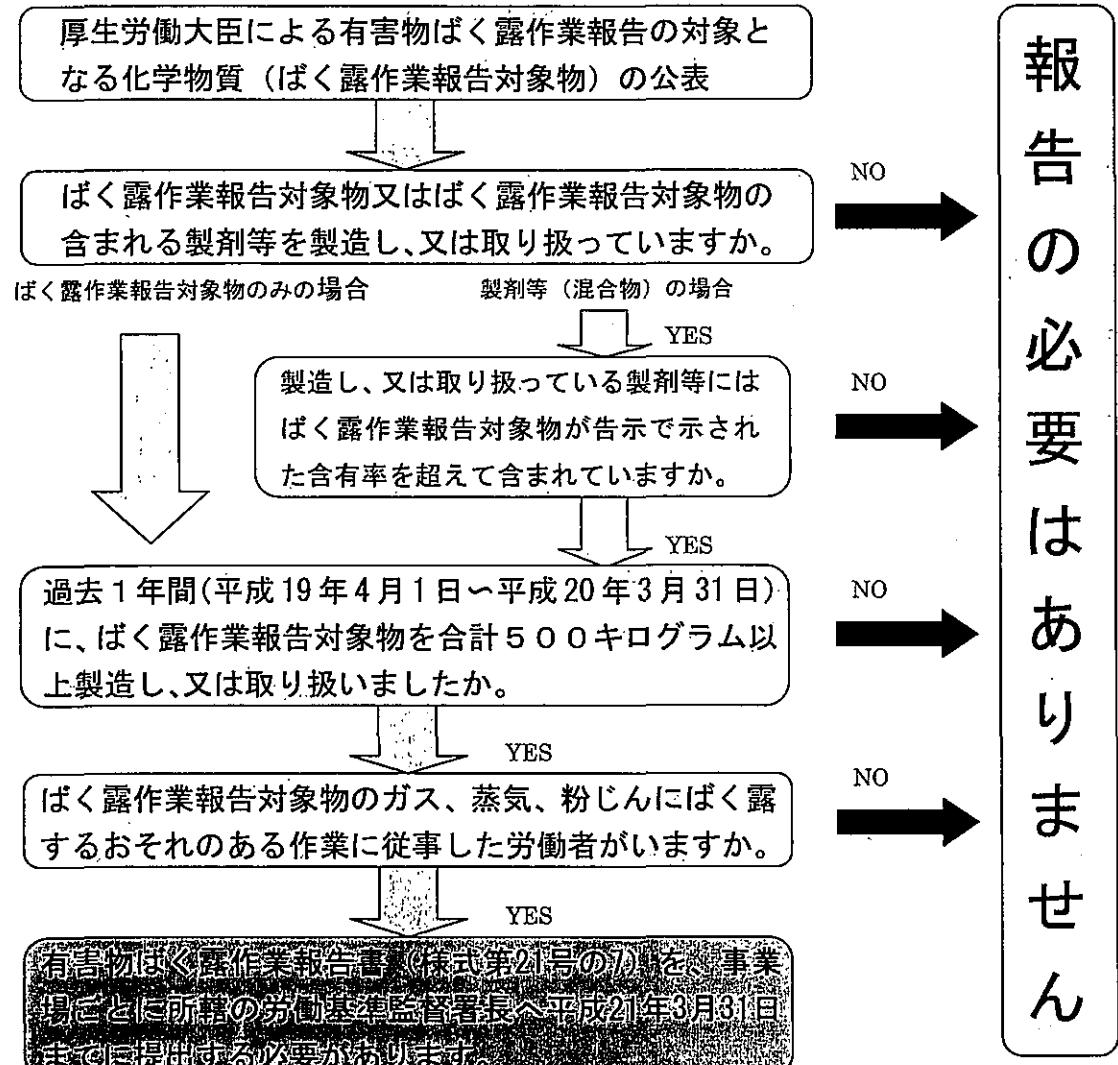
有害物ばく露作業報告書の書き方

報告の対象となる物質が変更されました



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

有害物ばく露作業報告の進め方



- (注)・混合物を製造し、又は取り扱っている場合、その中に含まれているばく露作業報告対象物の量が500キログラム以上になったときに提出する必要があります。
- ・多種類のばく露作業報告対象物を製造し、又は取り扱っている場合には、それぞれの報告対象物ごとに合計量がそれぞれ500キログラム以上となったとき提出する必要があります。

前回の報告対象物（44物質）は、告示の改正に伴い、報告の必要がなくなりました。ただし、①塩化コバルト、硫酸コバルト、②りん化インジウムについては、今回も報告が必要です。

- 塩化コバルト、硫酸コバルト → 「コバルト及びその化合物」として報告
- りん化インジウム → 「インジウム及びその化合物」として報告

ばく露作業報告対象物の主な性状、有害性及び用途の例

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (発がん性評価、許容濃度等)	用途の例
1	アクリル酸エチル (140-88-5)	【60】 0.1%未満	エチルアクリレート、アクリル酸エチルエステル	発がん性 (IARC: 2B) ACGIH: 5ppm	アクリル繊維、繊維加工、塗料、紙加工、接着剤、皮革加工、アクリルゴム
2	アセトアルデヒド (75-07-0)	【61】 0.1%未満	酢酸アルデヒド、アルデヒド、エタナール、エチルアルデヒド	発がん性 (IARC: 2B) ACGIH: 25ppm (天井値) 日本産衛学会: 50ppm (天井値)	酢酸・過酢酸・無水酢酸・酢酸エチル・ラクトントリル・エチルアルコール等の製造原料、魚の防腐剤、防カビ剤、写真現像用、燃料配合剤、溶剤 (硫黄、ヨウ化りん等)、還元剤、医療用、香料
3	アンチモン及びその化合物 (アンチモン: 7440-36-0) (五酸化二アンチモン: 1314-60-9) (三酸化二アンチモン: 1309-64-4) (五塩化アンチモン: 7647-18-9) (三塩化アンチモン: 10025-91-9) (スチビン: 7803-52-3) ※上記以外のアンチモン化合物を含む	【62】 0.1%未満		発がん性 (IARC: 三酸化二アンチモンは2B) アンチモン及びその化合物 ACGIH: アンチモンとして 0.5mg/m³ 日本産衛学会: アンチモンとして 0.1mg/m³ スチビン ACGIH: 0.1ppm	(五酸化二アンチモン) 各種樹脂・繊維の難燃剤、顔料、ガラス清澄剤、電子材料用原料 (三酸化二アンチモン) 各種樹脂・ビニル電線・帆布・紙・塗料等の難燃助剤、高級ガラス清澄剤、ほうろう、吐酒石、合織触媒原料、顔料 (五塩化アンチモン) フレオンガス触媒、塩素化触媒 (三塩化アンチモン) 顔料、触媒、試薬
4	インジウム及びその化合物 (インジウム: 7440-74-6) (三塩化インジウム: 10025-82-8) (りん化インジウム: 22398-80-7) ※上記以外のインジウム化合物を含む	【63】 1%未満		発がん性 (IARC: りん化インジウムは2A) ACGIH: インジウムとして 0.1mg/m³	(インジウム) 銀口ワ、銀合金接点、ハンダ、低融点合金、液晶セル電極用、歯科用合金、防食アルミニウム、テレビカメラ、ゲルマニウム・トランジスター、光通信、太陽熱発電、電子部品、軸受金属、りん化インジウム結晶の原料 (三塩化インジウム) 透明電極材料用原料 (りん化インジウム) InP単結晶の原料
5	エチルベンゼン (100-41-4)	【64】 0.1%未満	フェニルエタン、エチルベンジール	発がん性 (IARC: 2B) ACGIH: 100ppm 日本産衛学会: 50ppm	スチレン単量体の中間原料、有機合成、溶剤、希釈剤
6	カテコール (120-80-9)	【65】 0.1%未満	オルトジヒドロキシベンゼン、ピロカテキン、ピロカテコール、1,2-ジヒドロキシベンゼン、1,2-ベンゼンジオール	発がん性 (IARC: 2B) ACGIH: 5ppm	重合防止剤原料、医薬原料、香料合成原料、製糸剤原料、酸化抑制剤、ゴム加硫剤、分析試薬

7	キシリジン (2, 3-キシリジン : 87-59-2) (2, 4-キシリジン : 95-68-1) (2, 5-キシリジン : 95-78-3) (2, 6-キシリジン : 87-62-7) (3, 4-キシリジン : 95-64-7)	【66】 0.1%未満	ジメチルアニリン、アミノキシロール、ジメチルベンゼンアミン (異性体) 2, 3-キシリジン、 2, 4-キシリジン、 2, 5-キシリジン、 2, 6-キシリジン、 3, 4-キシリジン	発がん性 (IARC : 2, 6-体は2B、2, 4-体及び2, 5-体は3) ACGIH : 異性体混合物として 0.5ppm (インハラブル粒子及び蒸気)	(2, 4-キシリジン) 染料及び顔料中間体 (3, 4-キシリジン) ビタミンB2
8	コバルト及びその化合物 (コバルト : 7440-48-4) (塩化コバルト (II) 六水和物 : 7791-13-1) (硫酸コバルト (II) 七水和物 : 10026-24-1) (硝酸コバルト (II) 六水和物 : 10026-22-9) (炭酸コバルト (II) : 513-79-1) ※上記以外のコバルト化合物を含む	【67】 0.1%未満		発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : コバルトとして 0.02mg/m³ 日本産衛学会 : コバルトとして 0.05mg/m³	(コバルト) 磁性材料、特殊鋼、超硬工具、触媒 (塩化コバルト) 乾湿指示薬、陶磁器の着色剤、メッキ、触媒の製造、保健用医薬品、毒ガスの吸着剤 (硫酸コバルト) コバルト塩の原料、蓄電池、メッキ、ペイント・インキの乾燥剤、陶磁器の顔料、触媒 (硝酸コバルト) 石油化学触媒、各種コバルト触媒原料 (炭酸コバルト) 陶磁器着色剤、有機合成触媒、サーミスター原料
9	酢酸ビニル (108-05-4)	【68】 0.1%未満	酢酸ビニルモノマー、ビニルアセテート	発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 10ppm	酢酸ビニル樹脂用モノマー、エチレン・ステレン・アクリレート・モノアクリレート等との共重合用モノマー、ポリビニルアルコール、接着剤、エチレン・酢ビコポリマー、合成繊維、ガムベース
10	酸化チタン (IV) (13463-67-7)	【69】 1%未満	二酸化チタン、酸化チタニアウム、チタンホワイト	発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 10mg/m³	塗料、化粧品のつや消し、印刷インキ、化粧品、乳白ガラス、有機チタン化合物の原料、ゴム及びプラスチックの着色、リノリウム用顔料、絵具、クレヨン、ほうろうや陶磁器のうわ薬、製紙、チタンコンデンサー、溶接棒被覆剤、歯科材料、レザー、石けん、なつ染顔料、皮革(なめし剤)、アスファルトタイル
11	一・三-ジクロロプロパン (542-75-6)	【70】 0.1%未満	D-D	発がん性 (IARC : Technical Gradeのみ 2B) ACGIH : 1ppm	センチュウ及び土壤害虫の殺虫剤
12	ジメチル一二・二-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	【71】 0.1%未満	ジクロルボス	発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 0.1mg/m³ (インハ	農薬

	(62-73-7)			ラブル粒子及び蒸気)	
13	テトラニトロメタン (509-14-8)	【72】 0.1%未満		発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 0.005ppm	爆薬、ロケット推進薬用の酸化剤
14	ナフタレン (91-20-3)	【73】 0.1%未満	ナフタリン	発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 10ppm	染料中間物、合成樹脂、爆薬、防虫剤、有機顔料、テトラリン、デカリン、ナフチルアミン、無水タル酸
15	ニトロベンゼン (98-95-3)	【74】 0.1%未満	人工苦扁桃油、ミルバン油	発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 1ppm	染料・香料中間物 (アニリン、ベンジジン、キノリン、アゾベンゼン)、毒ガス (アダムサイトの原料)、酸化剤、溶剤 (硝酸繊維素)、塵埃防止剤
16	ニトロメタン (75-52-5)	【75】 0.1%未満	ニトロカルボル	発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 20ppm	溶剤、助燃剤・界面活性剤・爆薬・医薬品・殺虫剤・殺菌剤などの製造原料
17	パラージクロロベンゼン (106-46-7)	【76】 0.1%未満	1, 4-ジクロロベンゼン	発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 10ppm	染料中間物、殺虫剤、有機合成、調剤、防臭剤、農薬
18	四-ビニルルーチーク ロヘキセン (100-40-3)	【77】 0.1%未満	シクロヘキセニルエチレン	発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 0.1ppm	ビニルシクロヘキセンオキシド・エチルシクロヘキサンの原料
19	四-ビニルシクロヘキセンジオキシド (106-87-6)	【78】 0.1%未満		発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 0.1ppm	難燃剤原料、塗料原料
20	ヘキサクロロエタン (67-72-1)	【79】 0.1%未満	六塩化エタン	発がん性 (IARC : 2B) ACGIH : 1ppm	発煙筒用発煙剤、花火、家畜駆虫剤、アルミニウム鋳物脱ガス、脱酸剤 (アルミニウム、マグネシウム、銅及びこれらの合金に用いられる)、切削油添加剤、塩化ビニル可塑剤、エッティングガス

IARC : 国際がん研究機関の発がん性分類

1 : ヒトに対して発がん性がある

2A : ヒトに対しておそらく発がん性がある

2B : ヒトに対して発がん性の可能性がある

3 : ヒトに対する発がん性について分類できない

ACGIH : 米国産業衛生専門家会議のTLV (ばく露限界値)

日本産衛学会 : 日本産業衛生学会の許容濃度

【コード番号】・・・厚生労働大臣告示に示すコード (従来と異なるのでご注意願います。)

82001

有害物ばく露作業報告書

日本産業分類の産業中分類業種名
を記入すること。(備考4)

労働保険番号	0000000000000000000000000000	事業場の名称	厚労省
	府県 施設 管轄 告白番号	技番号	郵便番号 000-
事業の種類	000	事業場の所在地	

同じ製剤名でも用途またはばく露作業の種類が異なる場合は改行して記入すること。

別表1より該当コードを記入すること。(備考7)

平成19年度1年間の製造量又は消費量を記入すること。また、同一生産工程で2以上の作業が行われる場合の製造量等は、それぞれの作業について該当工程の製造量等を記入すること。(備考8)

ばく露作業報告対象物の名称		名称						
	ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称	用途	製剤等の製造量 又は消費量	含有率	ばく露作業報告対象物の量	ばく露の種類	ばく露作業従事労働者数	
1	メッキ液	07	24.0t	25%	6.0t	46	8人	
2	シンナーA	04	12.0t	25%	3.0t	46	8人	
3	シンナーA	04	8.0t	25%	2.0t	41	4人	
4	接着剤B	10	10.0t	10%	1.0t	39	5人	
5								
6								

小数点以下2桁を四捨五入すること。
なお、四捨五入の結果、0.0tとなった場合は「0.0」と記入すること。(備考10)

別表2の該当コードを選択して記入すること。例えば、スプレー缶による塗装は46(吹き付け作業)、洗浄は41となる。(備考11)

00年 0月 0日

事業者職氏名 代表取締役 安田太郎

化学物質安全衛生データシート(MSDS)
の含有率表示が20~30%の場合、(20+30)/2=25の計算結果を記入すること。
小数点以下1桁を四捨五入すること。なお、
四捨五入の結果、0%となった場合は「0」
と記入すること。(備考9)

「製剤等の製造量又は消費量」の欄及び「ばく露作業報告対象物の量」の欄については、
量が多く記入欄が足りない場合には、枠に関係なく記入すること。また、「含有率」の欄
については、小数第1位を記入する必要がある場合には、枠に関係なく記入すること。

コード番号の62、63又は67に該当する物
物名が明らかな場合には、名称欄にカッコ
入すること。(例)コバルト及びその化合物(

備考(抜粋)

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「ばく露作業報告対象物の名称」の欄は報告を行なうばく露作業報告対象物の名称を、「コード」の欄は「労働安全衛生規則 第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物質」(平成18年7月1日付)によるものとする。
- 「用途」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等」の用途について、別表1に掲げる区分に応じて該当コードを記入すること。
- 「製剤等の製造量又は消費量」の欄は、告示で定める期間における当該製剤等の製造量又は消費量を記入すること。
- 「含有率」の欄は、ばく露作業報告対象物の含有率を重量パーセントで記入すること。含有率の表記が、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつ場合は、小数点以下1桁を四捨五入すること。なお、四捨五入の結果、0%となった場合は「0」と記入すること。(備考9)
- 「ばく露作業報告対象物の量」の欄は、「製剤等の製造量又は消費量」と「含有率」から算出した量を記入すること。
- 「ばく露作業の種類」の欄は、「ばく露作業報告対象物を含有する製剤等の名称」の欄に記載した物質を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業について、別表2に掲げる該当コードを記入すること。
- 「ばく露作業従事労働者数」の欄は、当該作業に従事している労働者数を記入すること。
- 「換気設備の設置状況」の欄は、局所換気装置等の設置状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 局所換気装置の設置 2. ブッシュブル型換気装置の設置 3. その他の換気装置の設置)
- 「ばく露作業対象物の性状」の欄は、ばく露作業における当該化学物質の状態について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 破砕しないペレット状の固体又は結晶 2. 破砕したペレット状の固体 3. 液体)
- 「ばく露作業対象物の温度」の欄は、取り扱い時の温度について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 摂氏50度未満 2. 摂氏50度以上100度未満 3. 摂氏100度以上)
- 「ばく露作業への従事時間」の欄は、労働者が当該作業に従事していた一人当たりの1月間の平均の時間数について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 20時間以下 2. 21~40時間 3. 41~60時間 4. 61~80時間 5. 81時間以上)
- 「保護具の使用状況」の欄は、保護具の使用状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入すること。(1. 防じんマスク 2. 防毒マスク 3. 保護衣 4. 保護眼鏡 5. 保護手袋)

厚生労働大臣が、告示した化学物質の名称
(ばく露作業報告対象物)と告示したコード
(P2~4の【コード番号】参照)を右詰め
で記入すること。(備考5)

2枚以上の場合は全部の枚数
を書くこと。

平成19年4月1日から平成20年3月31日ま
での間の製造及び取り扱いに係る報告の場合、
「719」と記入すること。

ジ
後ページ
□1 / □1

(株)本社工場

00-0000 00県00市00町0-0

電話000 (000)000

コード 000 対象年度 (7 : 平成 → 元号 年度)

業種 数	換気設備の設置状況 (右に記入する)	ばく露作業報告対象物の性状	ばく露作業報告対象物の温 度	ばく露作業への従事時間／月	保護具の使用状況 (右に詰めて記入する)		
					1	2	3
人	12	3	1	3		2	3
人	12	3	1	3		2	3
人	1	3	1	4			5
人	23	3	1	4	2	4	5
人							
人							
人							
人							
人							

複数の設備が設置されている場合、
該当コードが小さい順に2種類まで
記入すること。(備考13)

当該作業従事者及び発生源近傍のばく露
の可能性のある作業者も加えた人数を記
入すること。(備考12)

安
衛
印

受付印

る物質であつて具体的な化合
物書きで当該化合物名を記
物(塩化コバルト)

8年厚生労働省告示第二十五号。以下「告示」という。)に掲げるコードを記入すること。

もって行われている場合には、当該表記された値の中間値を用いること。

易げる区分に応じて該当コードを記入すること。

3. 全体換気装置の設置 4. その他)
晶化した顆粒状の固体 2. 粉末 3. 液体(練粉又は液状混合物を含む。) 4. 気体)
毛 100度以上)
下/月 2. 21~50時間/月 3. 51~100時間/月 4. 101時間以上/月)
度 6. 使用していない 7. その他)

複数の保護具を使用している場合、
該当コードが小さい順に4種類まで
記入すること。(備考17)

1年間の月平均従事時間を記載すること。
複数の作業者の労働時間が異なる場合
は、これを平均した値に対応するコード
番号を記載すること。(備考16)

別表1 :

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	他の製剤等の製造を目的とした原料としての使用
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加流剤等の添加剤としての使用
04	製剤等の溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥(はく)離等を目的とした使用
09	試験分析用の試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の原料としての使用
12	その他

別表2 :

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	搔き落し、剥(はく)離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填又は袋詰めの作業
36	消毒、滅菌又は燻(くん)蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しょく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹き付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鋳造、溶融又は湯だしの作業
44	破碎、粉碎又はふるいわけの作業
45	はんだ付け等の作業
46	吹き付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪拌(かくはん)、混練又は加熱の作業
50	その他

労働安全衛生規則（抜粋）

（有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示

（労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等）

平成18年厚生労働省告示第二十五号（平成20年11月一部改正）

（労働安全衛生規則第九十五条の六の規定する厚生労働大臣が定める物）
第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の上欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。

コード	物	含有量(重量パーセント)
6 0	アクリル酸エチル	0.1パーセント未満
6 1	アセトアルデヒド	0.1パーセント未満
6 2	アンチモン及びその化合物	0.1パーセント未満
6 3	インジウム及びその化合物	1パーセント未満
6 4	エチルベンゼン	0.1パーセント未満
6 5	カテコール	0.1パーセント未満
6 6	キシリジン	0.1パーセント未満
6 7	コバルト及びその化合物	0.1パーセント未満
6 8	酢酸ビニル	0.1パーセント未満
6 9	酸化チタン(IV)	1パーセント未満
7 0	一・三・ジクロロプロペン	0.1パーセント未満
7 1	ジメチル一二・二二・ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)	0.1パーセント未満
7 2	テトラニトロメタン	0.1パーセント未満
7 3	ナフタレン	0.1パーセント未満
7 4	ニトロベンゼン	0.1パーセント未満
7 5	ニトロメタン	0.1パーセント未満
7 6	パラジクロロベンゼン	0.1パーセント未満
7 7	四ビニル一一シクロヘキセン	0.1パーセント未満
7 8	四ビニルシクロヘキセンジオキシド	0.1パーセント未満
7 9	ヘキサクロロエタン	0.1パーセント未満

（有害物ばく露作業報告の対象及び期日）

第二条 事業者は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の上欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、平成二十一年三月三十一日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。なお、有害物ばく露作業報告書（様式第21号の7）は都道府県労働局又は労働基準監督署で入手することができます。